

機器貸与型研究助成に関する Q&A

(機器貸出し企業様) ⇒委員会

※文言の説明※

- ・物療学会（一般社団法人 日本物理療法学会）
- ・学術大会（日本物理療法学会学術大会）
- ・委員会（物療学会/研究助成委員会）
- ・研究者（機器貸与型研究助成を活用して研究する物療学会会員）
- ・機器貸出し企業（物療学会の賛助会員で、機器貸与型研究助成に協力できる企業）

Q1. どの機器を提供すればよいですか？

⇒物療学会/委員会が、研究助成の応募を始める前（概ね 1 月頃）に、貸出し可能機器一覧の提出依頼を行いますので、その際にご提示願います。

Q2. 貸出し機器は、新品でなくてはなりませんか？

⇒新品の必要はありません。しかし、貸出し期間を 1 年としていますので、1 年以内のメーカー保証を負っていただくようお願い申し上げます。

Q3. この機器を〇〇（研究者）に貸出す、と誰が決定するのですか？

⇒委員会が行います。研究助成申請案件全体の中から、機器貸与に関する申請案件を抽出し、申請内容に対する貸出し該当機器を審査・選考（※）し、委員会より機器貸出し企業に審査結果の通知を行います。

※概ね 5 月頃。該当機器が複数の研究者から上がった場合の審査・選考も含む。

Q4. 研究者の研究テーマとミスマッチした機器を貸出さなければならないことはありませんか？

⇒委員会において、審査・選考しますので、ご心配いりません。また、選考委員の属する企業の機器が該当する場合は、その案件の審査・選考には加わらないことにしていますので、選考委員の属する企業の機器が優先的に選考されることはありません。

Q5. 貸出し機器の管理はどうすればよいですか？

⇒各機器貸出し企業にて管理をお願いいたします。本助成（機器貸与型助成制度）は、研究者と機器貸出し企業との橋渡しの立場をとっておりますことをご理解ください。

Q6. 貸出し機器はどこに送ればよいですか？

⇒研究者の所属先に直接送付してください。

Q7. 貸出し機器について、研究者との契約をする必要はありますか？

⇒必ず、研究者から「医療機器の貸出しに関する確認書」を発行してもらってください。また、「医療機器賃貸借契約書」については貸出し企業ごとの規定に従って必要に応じて研究者と交わしてください。なお、機器貸出しが始まる前に、[医療機器業公正取協議会](#)発行の「[医療機器の貸出しについて](#)」のパンフレットを必ず一読しておいてください。

Q8. 追加の導子や超音波ゲルなどの消耗品も提供しなければなりませんか？

⇒最初の標準付属品 1 セットには付属していただき、次からは費用を請求してください。

Q9. 貸出し期間中にトラブル（動作不良、有害事象等）が発生したらどうしたらよいですか？

⇒正常な使用による機器トラブルの場合はメーカーが責任を負うことになります。また、異常な使用や機器を傷つけたり落下させたりした場合は研究者が責任を負うことになります。いずれにしろ、委員会では責任を負い兼ねますので、研究者からトラブル状況をヒアリングし、機器貸出し企業において、しかるべき対応をお願いいたします。なお、トラブルに対する状況・対応結果をトラブル確認書にて研究者よりご報告してもらい、ご確認後、委員会にご提出ください（研究者⇒機器貸出し企業⇒委員会）。

Q10. 機器貸出し後、結果報告（研究報告）はなされるのですか？

⇒研究者には、必ず翌年度の物療学会（概ね 10 月頃）にて研究結果を発表してもらいますので、是非その内容をご確認ください。また学会機関誌の「物理療法科学」に論文の投稿がされますので、合わせてご確認ください。